

修 繕 仕 様 書

春日部市

本 修 繕 内 訳 表

区分	種別	細別	企画	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接工事費				1	式			内訳明細書参照
共通仮設費				1	式			
現場管理費				1	式			
一般管理費				1	式			
小計								
消費税相当額								
合計								

内訳明細書

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
準備工 施工場所養生	1	式			
撤去工 植栽樹撤去	38	m			
樹木伐採抜根	6	箇所			
汚水樹・管撤去	24	m			
既設電気設備撤去	7	箇所			
メーターボックス、乙止め撤去	3	箇所			
御影石撤去	19.2	m ²			
電気設備 掘削	10.27	m ³			
基礎碎石	1	m ²			RC-40-0
ハンドホール設置	2	基			R2K-60 H1-6
電工	51	m			
エコ電線	51	m			600V EM-CE 3.5sq-3C
硬質ポリエチレン管	51	m			FEP 30mm
埋設標示シート	51	m			幅150 2倍折
ハンドホール	2	基			R2K-60 H1-6

春日部市

屋外電線コンセント支柱ポール	4	台			
カバー付き接地防水コンセント	4	個			
雑材料・消耗品	1	式			
車止め設置	5	基			サンポールL=2000 H=650
切断工 舗装版切断	7.3	m			t=9cm
破碎工 舗装版取壊し	138.92	m ²			t=9cm
土工 掘削土工	3.4	m ²			4.2m ² ×0.2×6
路盤工 路盤工	179.92	m ²			敷均し転圧
粒度調整碎石	7.2	m ³			RM40 t=4cm
舗装工 透水性舗装	179.92	m ²			t=5cm
表面塗装 表面塗装	179.92	m ²			遮熱舗装3色
春日部市					

処分工 コンクリート殻	29.38	t			積込・運搬・処分
残土運搬処分	13.67	m ³			積込・運搬・処分
御影石処分	19.2	m ²			積込・運搬・処分
木くず（枝葉・根）処分	1	式			積込・運搬・処分
鉄くず処分	1	式			積込・運搬・処分
交通誘導員	30	人			
合計					
春日部市					

道の駅「庄和」交流広場舗装修繕 特記仕様書

1 修繕概要

- (1) 修 繕 名 道の駅「庄和」交流広場舗装修繕
- (2) 修繕場所 春日部市上柳995番地
- (3) 工 期 契約確定日から令和8年2月27日
- (4) 修繕項目
 - ・既存路面（コンクリート）の破砕撤去
 - ・植栽の撤去（4、5列目内にある6本）
 - ・植栽マスの撤去（舗装範囲内のみ4マス）
 - ・電気配線の再配置（舗装範囲内のみ）
 - ・アスファルト舗装の施工
 - ・遮熱性塗装
 - ・車止めボールの設置

2 共通事項

受注者が遵守する項目は以下のとおりとする。なお、疑義が生じた場合もしくは困難な修繕があった場合には、速やかに監督員と協議を行い、指示を仰ぐこと。

- (1) 受注者は、修繕請負契約書、建設業法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害保険法、消防法及びその他の関係法令並びに関係官公庁の許可条件その他諸法令・法規を遵守し、受注者の責任と費用負担において修繕の円滑な進捗を図らなければならない。
- (2) 修繕中、受注者の不注意やその他の原因で作業員が死傷した場合は、その責任は一切、受注者の負担とする。また、受注者の責に帰すべき施工中の事故損傷等が発生したとき、または既設構造物・機器等に損傷等を与えたときは無償で発注者の指定する期間内に修理又は交換しなければならない。
- (3) 受注者は、修繕着手に先立ち、現地の状況、関連修繕その他について綿密な調査を行い、実状把握のうえ修繕を施工しなければならない。
- (4) 受注者は契約後速やかに実施工程表および施工計画書を提出し、完成時には完成図、完成写真と取扱説明書およびその他発注者が必要と認めるものを提出する。
- (5) 受注者は、常に修繕の進捗状況について注意し、予定の修繕工程と比較検討して、修繕の円滑な進捗を図らなければならない。なお、発注者から提供する図面と現況が異なる場合は、監督員の指示に従うものとする。
- (6) 本修繕にかかる官公庁等関係機関への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、仮設物を設ける場合、設置位置、概要、その他について監督員と協議し承諾を受けなければならない。なお、その費用は受注者の負担とする。
- (8) 本修繕及び検査に使用する電気、用水、電話の各設備は、受注者の負担とする。ただし、受注者と発注者が使用する時期・手法等について十分な協議を行い、発注者の承認が得られた場合、発注者の施設を使用することができる。
- (9) 修繕完了後は、監督員の立会の下、試験・検査を実施するものとし、試験に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- (10) 受注者は、産業廃棄物が搬出される修繕にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより、適正に処理されていることを確認するとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

(11) 修繕完了後、室内及び関連部所の清掃、ゴミの搬出を行ったのち竣工検査、引渡しする。

3 修繕の内容

○道の駅「庄和」交流広場の舗装修繕

- ・修繕区域は、本館入り口から数えて4、5列目の情報館側から数えて3から6マス目とする。(別図1参照)
舗装は透水性アスファルト舗装とし、赤、緑、白3色の遮熱性塗装を施すこと。(別図1参照)
- ・植栽マスは修繕区域内の4マスの撤去を行う。同列その他3箇所については植栽のみ撤去を行う。(別図2参照)
- ・既存コンクリート等を必要な分破砕撤去したのち、アスファルト舗装する。(別図3参照)
- ・アスファルト舗装の色仕様等、塗装の詳細については、事前に発注者に協議し、承認を得ること。
- ・電気設備については通行の妨げにならないよう再配置を行うこと。
地上機器に関しては、下記を利用すること。

名 称	規 格
屋外電線コンセント支柱ポール	DDP100S
カバー付き接地防水コンセント	WK4702S

- ※同等の性能を持つ他製品を使用する場合は発注者の許可を得ること。
- ・原則として昼間作業とし、作業日時は発注者及び施設管理者と協議の上決定する。
- ・現場に十分な数の交通誘導員を配置し、利用者の安全確保に努めること。

○車止めポールの設置

- ・舗装修繕区域の駐車場に隣接している部分に車止めポールを設置する。設置場所に関しては、発注者と協議の上決定すること。
- ・設置間隔は隣接している車止めポールを参考に行うこと。

4 支払い

支払いは、修繕終了後に一括払いとする。

5 書類等の提出

受注者は、2共通事項(4)に定める書類のほかに、下記の書類を提出するものとする。

- ・契約締結後
現場責任者等通知書、経歴書
- ・修繕完了後
修繕完了報告書、実施工程表

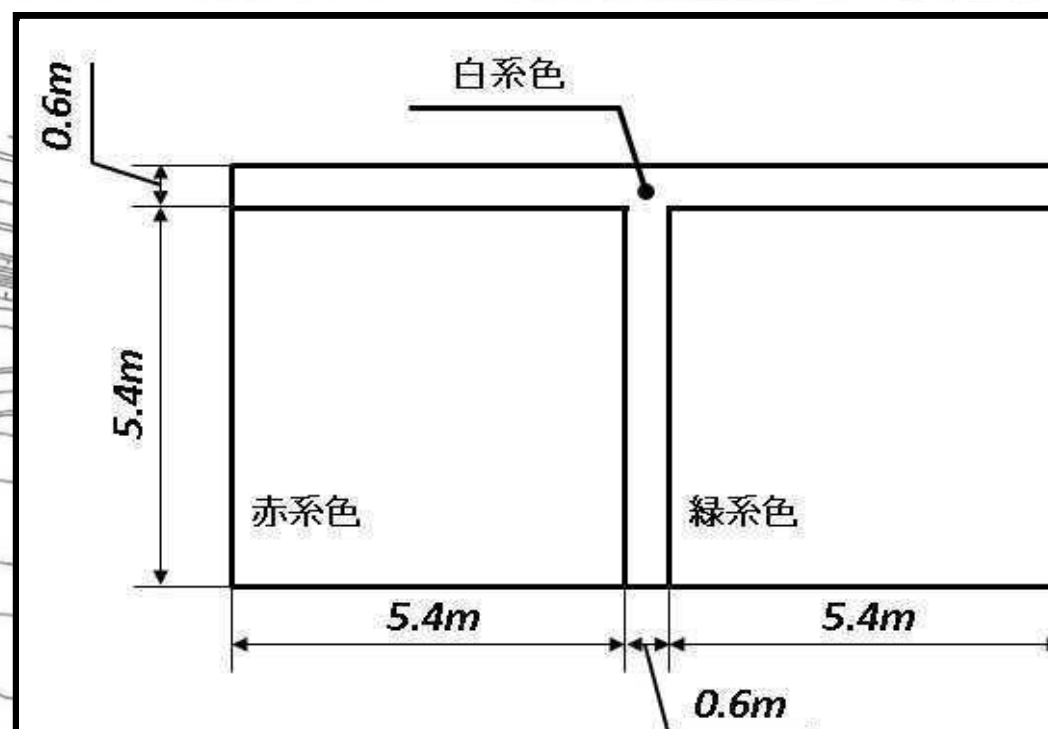
6 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別図 1

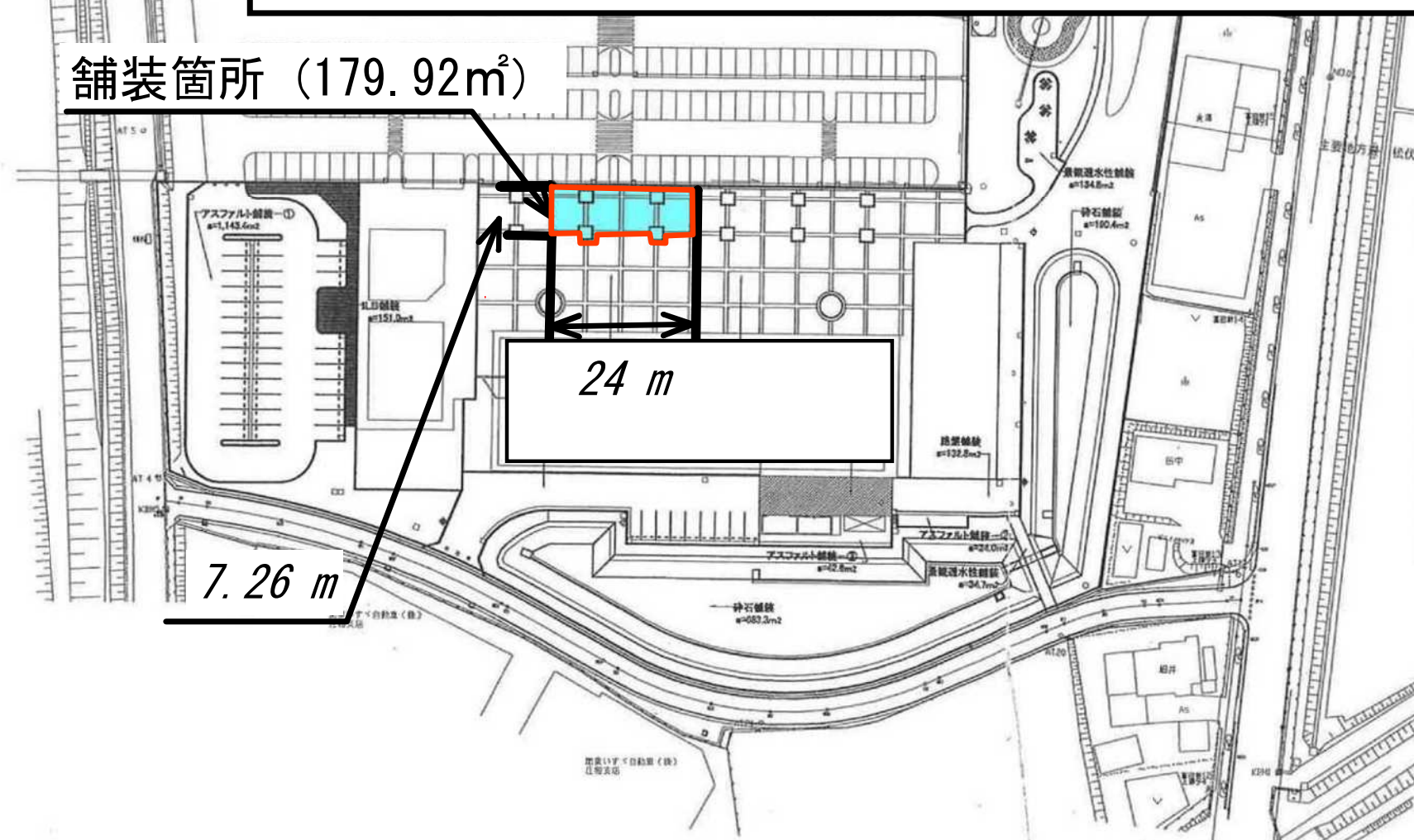


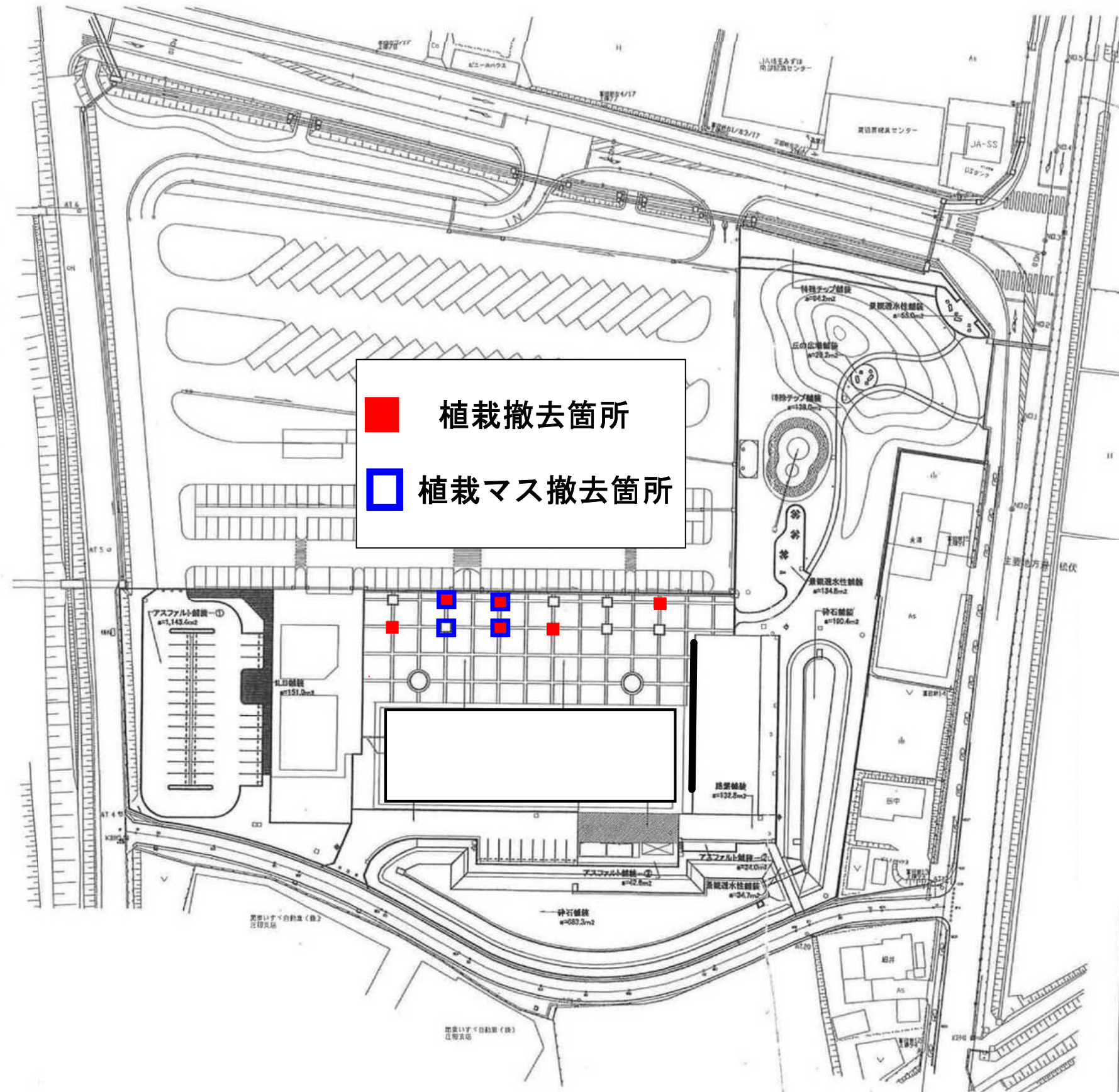
塗装仕様は図示の通りとし、
端部納まりは協議の上決定
するものとする。



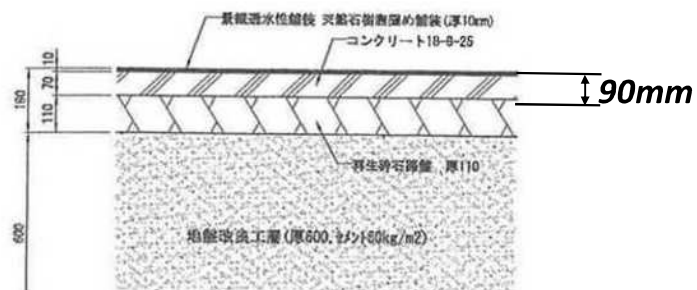
塗装仕様

舗装箇所 (179.92m²)

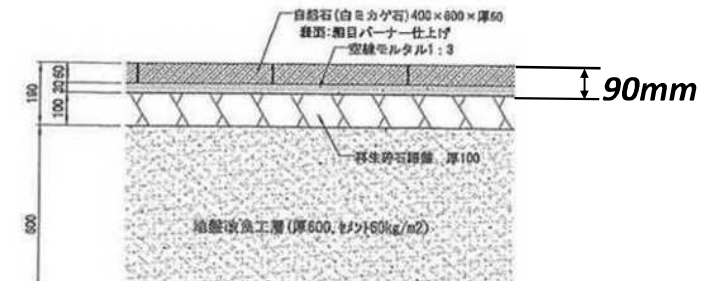




別図3

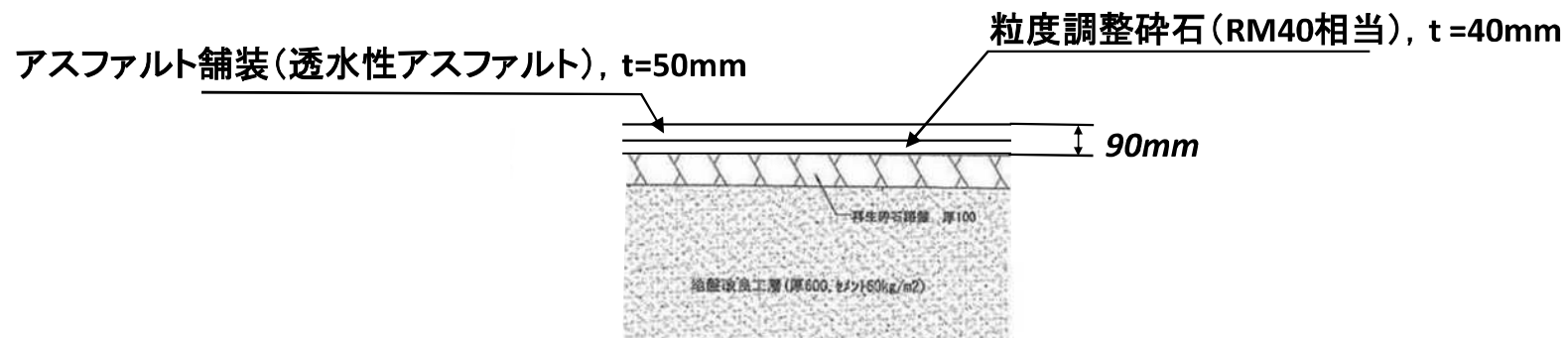


交流広場舗装(景観透水性舗装)断面図



交流広場舗装(自然石部)断面図

表層より90mmまでを破砕撤去する
植栽マスについても同様に破砕撤去する
破砕撤去図



アスファルト舗装施工図